

## 特定個人情報保護評価書（予防接種に関する事務）に関する パブリックコメント（意見募集）

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものです。

一方で、プライバシー等の権利利益の保護の観点から、制度上の保護措置の1つである特定個人情報保護評価を行うことが番号法により義務付けられています。

特定個人情報保護評価は特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

前橋市では、特定個人情報ファイルを新たに保有する事務や特定個人情報保護評価後5年を経過した事務、評価書の内容に重要な変更が加わる場合には、特定個人情報保護評価を行うこととしており、さらに、一定規模以上の事務については、評価書の素案を公表し、広く市民の皆さまのご意見を求めるとともに第三者機関の点検を受けることとしています。この評価書について、パブリックコメント（意見募集）を実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。

件名	特定個人情報保護評価書（予防接種に関する事務）に関するパブリックコメント（意見募集）
評価書の変更内容	<p>新型コロナウイルスワクチン接種事務において、下記の変更が生じることに伴い、特定個人情報ファイルに対する重要な変更が加わり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるため、特定個人情報保護評価に関する規則第11条に基づき、特定個人情報保護評価の再実施を行うもの。</p> <p><b>【特定個人情報の取扱いの変更点】</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に伴い、コンビニエンスストア等のキオスク端末において申請受付時に個人番号を取得することとなることから、予防接種に関する事務において個人番号の入手方法が増えることとなる。</p>
募集期間	令和4年6月10日（金曜日）から 令和4年7月8日（金曜日）まで
閲覧方法	<p>◇紙面での閲覧が可能な場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市保健センター（4階保健総務課新型コロナワクチン接種推進室）</li> <li>・前橋市役所（2階情報公開コーナー）</li> <li>・各支所、各市民サービスセンター</li> </ul> <p>◇前橋市のホームページ（電子ファイルにて公表）</p>
意見の提出方法	<p>次の1～2のいずれかにより提出してください。（1，2は別紙様式に必要事項を記入し、提出してください。）</p> <p>1 郵送、FAX、メールにより提出する方法</p> <p><b>【提出先】</b></p> <p>〒371-0014 前橋市朝日町3-36-17</p>

	<p>前橋市保健センター 新型コロナワクチン接種推進室 あて</p> <p>FAX :027-212-3708</p> <p>E-mail: vaccination@city.maebashi.gunma.jp</p> <p>2 紙面の閲覧可能な場所の窓口へ直接提出する方法</p>
その他	<p>◇提出の際は、住所・氏名を必ず記入してください。</p> <p>◇ご意見は、市の考え方を整理して公表しますが、個別には回答いたしかねますのでご了承ください。（公表の際、ご意見以外の内容（氏名・住所）は公表しません）</p> <p>◇意見提出の出来る方は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に住所又は勤務先がある人</li> <li>・本市の学校に在学する人</li> <li>・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの</li> </ul>
問い合わせ先	前橋市健康部保健総務課 電話 027-212-3707